

令和3年度  
第10回八幡平市農業委員会総会  
議 事 録

令和3年12月24日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和3年度第10回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和3年12月16日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和3年12月24日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和3年12月24日 13時30分			議長	立柳 優
	閉会	令和3年12月24日 14時28分			議長	立柳 優
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員  出席 17名 欠席 2名  凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	日戸重雄	○	11	中村一彦	○
	2	田村昭雄	○	12	竹田和夫	○
	3	阿部正光	○	13	工藤嘉充	○
	4	菊田健生	▲	14	古川美枝子	○
	5	熊澤威人	○	15	向久保勉	○
	6	小山田和義	○	16	山本範夫	▲
	7	國司功	○	17	大森直子	○
	8	松村勝彦	○	18	三浦美恵子	○
	9	吉田晃	○	19	立柳優	○
10	高橋栄光	○				

議事録署名委員	議席番号 9番	吉田 晃	議席番号 10番	高橋 栄光
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事務局長	伊藤 純子		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花 浩		
	農地調整係長	佐々木 和 查		
	農地調整係主事	古川 裕 太		
	農地調整係主事	高橋 彩 斗		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

## 1 開会（13時30分）

### 事務局（伊藤事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号4番 菊田健生 委員、仕事のため、議席番号16番 山本範夫 委員、通院のため、欠席となります。よって、現在の出席委員は19名中17名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくお願いいたします。

### 議長（立柳会長）

ただ今から、令和3年度八幡平市農業委員会第10回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

## 2 議事録署名人の選任

### 議長（立柳会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

### 議長（立柳会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、9番 吉田晃 委員、10番 高橋栄光 委員を指名します。

## 3 報告

### 議長（立柳会長）

次に、事務局から第10回運営委員会報告を行います。

### 事務局（立花事務局長補佐）

総会資料の3ページをお開き下さい。第10回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり2項目の報告及び連絡、並びに3項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和3年12月以降の主な会議 行事 等日程について、2項目め。八幡平市議会第4回定例会一般質問に対する答弁についてとなります。以上、2項目の内容について、事務局から説明を行いました。なお、2項目めの一般質問に対する答弁については、改めて本日の農業委員会議

の報告・連絡事項で報告を行う事としております。

6 ページの中ほど、4 協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項 1 項目め。次回運営委員会の開催時間等についてとなります。協議を行った結果、1 月 11 日（火）午前 10 時 00 分に決定となりました。

2 項目め。令和 3 年度第 10 回総会についてとなります。本日の総会の運営について協議を行い午後 1 時 30 分からの開催と決定され、農業委員の皆様にご通知をいたしたところです。

3 項目め。農地利用最適化推進委員の辞任についてとなります。辞任の同意について協議を行ったところ、運営委員全員が同意をし、次のページの上側に記載したとおり決定されました。

この決定を受け、本日の総会議案第 6 号として提案をし、辞任の同意についてご審議をいただく事としております。

なお、総会において同意の議決をいただけた場合は、同日に開催される農業委員会議で、欠員に伴う推進委員の再募集の実施についてご協議をいただく事としております。

続きまして、5 情報提供等となります。

立柳会長から今後、農業委員及び推進委員の皆さんは、農業委員会に関係する会議に進んで出席してもらいたいとの要望が出されました。

続いて、立柳会長から懇親会等の組織化の発足についての提案が出され、当日出席した運営委員から意見をいただき協議を行った結果、8 ページの下側に記載したとおり決定されました。

これから開催されます懇親会等には、この方針に基づきご対応くださるようお願いいたします。

次に、運営委員を対象とした新年会の開催についての提案が出され、協議を行った結果、次のページの下側に記載したとおり決定されました。

次のページの左上、小山田委員から地元で葉タバコを生産していた農地の利用方法について質問が出されました。

続いて、事務局から 2 件の情報提供を行いました。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和 3 年度第 10 回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第 8 条に基づき報告します。令和 3 年 12 月 24 日 運営委員長 会長 立柳優。

以上となります。

### 議長（立柳会長）

ただ今の「第 10 回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

### 議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

### 事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の 12 ページをご覧ください。

令和3年11月25日から令和3年12月24日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧1番からかた括弧6番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、かた括弧7番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は12月15日の水曜日でございます。14件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は、農業委員の7番委員 國氏功 委員、農業委員の8番委員 松村勝彦委員、推進委員の西根北地区の3番委員 齋藤徳重 委員、推進委員の松尾地区の3番委員 高橋憲一 委員の4名でございます。

また、事務局からは古川主事と私の2名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、業務報告は以上となります。

#### 議長（立柳会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

#### 議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

### 4 議事

#### 議長（立柳会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

#### ○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

#### 議長（立柳会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

#### 事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は11件となっております。

申請の説明に入る前に、農地法第3条の概要を簡単にご説明いたします。農地法第3条とは、農地を農地のまま売買、贈与や、また貸借などによる権利移動のことです。いわゆる耕作を目的とす

る権利移動となります。

それでは、申請の説明に入ります。

申請番号1：野駄第4地割253-1、田、3,288㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理していた農地です。権利取得後は牧草を作付予定とのことです。なお譲受側である佐々木道明氏は、新規就農で、農作業従事者は2人、年間従事日数は210日、主な機械の所有状況は「トラクター、草刈機各種1台」と営農計画書が提出されています。以上のことから、効率的に利用するものと考えられます。また申請農地の面積も、3,288㎡と下限面積要件も許可要件を満たしております。

申請番号2：平館第8地割123-1、畑、695㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号3：松尾第2地割196-1、畑、678㎡を含む5筆4,087㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が、田は水稻を、畑は自己保全管理を作付していた農地です。権利取得後は、田は水稻を畑はそばを作付予定とのことです。

申請番号4：野駄第13地割107、田、1,761㎡を含む6筆6,856㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が作業受託契約で水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号5：大更第9地割108-1、畑、1,616㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理していた農地です。権利取得後は果樹と野菜を作付予定とのことです。

申請番号6：帷子第19地割49-1、田、114㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が作業受託契約で水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号7：西根寺田第2地割4-1、田、651㎡を含む30筆22,439㎡です。親子間での贈与による所有権の移転です。申請地は今まで世帯で、田は水稻と葉たばこを作付し、畑は野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号8：松尾第5地割920、田、774㎡を含む128筆90,201㎡です。親子間での贈与による所有権の移転です。申請地は今まで世帯で牧草を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号9：野駄第3地割209-2、畑、1,717㎡を含む26筆60,077㎡です。親子間での贈与による所有権の移転です。申請地は今まで世帯で、田は水稻を作付し、一部は漁業地、また畑は野菜と牧草を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号10番と11番ですが、関連がありますので、一括して説明いたします。

申請番号10：帷子第19地割47-2、田、237㎡です。

申請番号11：帷子第19地割48-3、田、237㎡です。交換による所有権の移転です。申請地は互いに、水稻を作付していた農地です。権利取得後は、どちらも同様に作付予定とのことです。

申請地の明細については次の4～9ページの申請筆別明細をご覧ください。併せて、関係資料の1～3ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号8番 松村勝彦 委員に願います。

### 8番（松村委員）

8番 松村勝彦です。

申請番号1番ですが、位置は松尾八幡平I.Cから南東に約800mの地点です。現況は、草を刈った状態で、自己保全管理されておりました。

申請番号2番ですが、位置は平館小学校から東に約400mの地点です。現況は、土を起こしており、自己保全管理されておりました。

申請番号3番ですが、位置はJR松尾八幡平駅から東に約600m以内に点在しております。現況は、田は水稻の刈り取りが終わった状態で、畑は保全されておりました。

申請番号4番ですが、位置は松尾中学校から北に約1km以内に点在しております。現況は、田は水稻の刈り取りが終わった状態でした。

申請番号5番ですが、位置は、JR東大更駅から北へ約800mの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号6番ですが、位置は、西根第一中学校から北東へ約900mの地点です。現況は、田は水稻の刈り取りが終わった状態でした。

申請番号7番ですが、位置は、寺田小学校から北へ約4.3kmの地点です。現況は、田は水稻や葉たばこの刈り取りが終わった状態でした。また畑は、草が刈り取られ、保全されておりました。

申請番号8番ですが、位置は、松尾八幡平I.Cから北へ約1.5km以内に点在しており、また八幡平市役所から西へ約1.8km以内に点在しております。現況は、牧草の刈り取りが終わった状態で一部は、保全されておりました。

申請番号9番ですが、位置は、松尾八幡平I.Cを中心に約2.6km以内に点在しており、また寄木小学校を中心に約3km以内に点在しております。現況は、田は水稻の刈り取りが終わった状態で一部は、漁業地として利用されておりました。また畑は、牧草と野菜が作付されており、一部は保全されておりました。

申請番号10番と11番ですが、関連がありますので、一括してご説明いたします。位置は、西根第一中学校から北東へ約900mの地点です。現況は、田は水稻の刈り取りが終わった状態でした。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断してまいりました。

以上です。

### 議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件

について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

#### 議長 (立柳会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

#### 議長 (立柳会長)

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

#### ○議案第2号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

##### 議長 (立柳会長)

次に、議案第2号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

#### 事務局 (古川主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の説明の前に、農地法の適用外証明について簡単にご説明いたします。

適用外証明とは、農地が耕作放棄され木が生えた結果、山林になったり、農地に許可なく建物を建ててしまったなどの理由によって現況が農地以外となってから20年以上経過した土地について、農地として復旧することが困難と認められる場合に、農業委員会が証明を行うものです。

この証明書があることで、地目変更をすることが可能となります。

では、議案の説明をいたします。

議案の12ページをお開きください。今月の申請は3件になります。関係資料4ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1番と2番ですが、関連がありますので、まとめてご説明いたします。

申請番号1、松尾第14地割102-1、畑、2,647㎡

申請番号2、松尾第14地割102-2、畑、1,176㎡

現況は、木が生い茂っており、山林化しておりました。

申請番号3、清水32-9、畑、324㎡を含む5筆、3,798㎡

申請された5筆のうち、吹田34-1については、現在の地図上では位置を特定できず、経緯を調べましたところ、明治時代の図面でおおよその位置を特定できましたが、その場所は昭和50年代に行われた国土調査で、安比川の一部となっていることが確認されておりました。当時の図面と現況の位置関係を照らし合わせてみても、安比川の中に位置すると思われることから、現況は河川と判断いたしました。また、それ以外の申請地については、雑木が生い茂っており、山林化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

### 議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号8番 松村勝彦 委員にお願いします。

### 8番（松村委員）

8番の松村勝彦です。

申請番号1番と2番は関連がありますので、まとめて報告いたします。

申請番号1番および2番の位置は、JR松尾八幡平駅から東へ約1.3kmの地点です。現況は、木が生い茂り山林化しておりました。申請地は、申請者の父が生前に植林してしまい、平成7年頃より山林化したとのことでした。

申請番号3番ですが、位置は、安代中学校から北へ約200m以内と、南へ約150m以内の地点に点在しております。現況ですが、申請地のうち吠田34-1は、安比川の中に取り込まれ、現況は河川となっております。また、そのほかの申請地はすべて山林化しておりました。山林化した申請地については、耕作する人がおらず放置していたため、昭和15年頃から山林化したとのことでした。

いずれの申請地も、非農地化されてから20年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。以上です。

### 議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

### 議長（立柳会長）

よって、議案第2号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

### ○議案第3号『農用地利用集積計画の決定について』

#### 議長（立柳会長）

次に、議案第3号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

#### 事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の14ページをご覧ください。今月の申請は、184件となっております。

申請の説明に入る前に、農業経営基盤強化促進法の概要を簡単にご説明いたします。農業経営基盤強化促進法とは、認定農業者や一定面積以上の農業者・担い手が、耕作を目的とする権利移動となります。なお、賃貸借権は、有償でのやり取り、金銭でのやり取り又は、お米などの物納でのやり取り、と契約期間を定める申請で、使用貸借権は、無償でのやり取り、いわゆる契約期間のみを定める申請になります。

それでは、申請の説明に入ります。

今月は、更新分の申請が149件です。うち賃貸借権設定が129件で、使用貸借権設定が20件となります。また新規分の申請が、35件です。うち賃貸借権設定が20件あり、そのうち中間管理機構を通した申請が7件です。新規分の使用貸借権設定が8件あり、そのうち中間管理機構を通した申請が5件です。所有権移転は、7件あり、そのうち中間管理機構を通した申請が6件です。合計で184件となります。

申請番号1番から129番までは賃貸借権の再設定、議案書の該当ページは14～39ページになります。

申請番号130番から149番までは使用貸借権の再設定で39ページ下段～43ページの中段までが更新分になります。

なお、賃貸借権の再設定のうち2, 10, 15, 18, 52, 55, 56, 67, 68, 85, 86, 87, 89, 102, 115, 127、使用貸借の再設定のうち133につきましては、未相続地につき相続人の同意書が添付されております。

それでは、新規の議案について説明いたします。議案の43ページの下段をご覧ください。

初めに、賃貸借権の設定です。

申請番号150番から152、また155番から157番は西根南地区に係る申請です。

申請番号153番と158番は、西根北地区に係る申請で、申請番号154番は安代地区に係る申請です。

申請番号159番から162番は、松尾地区に係る申請です。

次に、使用貸借権の設定です。

申請番号163番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号164番と165番は、松尾地区に係る申請です。

次に、所有権の移転です。

申請番号166番は、西根北地区に係る申請です。

次に、中間管理事業へ賃貸借権の設定です。

申請番号 167 番は、西根北地区に係る申請です。なお、今ご説明した案件について、令和 3 年 11 月総会でご審議していただきました岩手県農業公社へ所有権移転した農地で、一時貸付となり 3 年後の令和 6 年中に、所有権移転が行われる予定であることを申し添えます。

次に、中間管理事業を活用した所有権移転です。

申請番号 168 番～170 番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号 171 番は、西根南地区に係る申請で、申請番号 172～173 番は西根北地区に係る申請です。

なお、今ご説明した申請番号 168～170 については、令和 3 年 11 月総会でご審議していただきました岩手県農業公社へ所有権移転した農地で、新たな担い手へ農業公社が売り渡す案件であることを申し添えます。今ご説明した申請番号 171 番～173 番は所有権移転が行われたあとに、新たな担い手へ農業公社が売り渡し予定であることを申し添えます。

次に、中間管理事業を活用した賃貸借権の設定です。筆別明細は、79 ページです。

申請番号 174 番は、西根南地区に係る申請で、申請番号 175 番と 176 番は松尾地区に係る申請です。

また申請番号 177～178 番は、安代地区に係る申請で、179 番は、西根北地区に係る申請です。

最後に、中間管理事業を活用した使用貸借権の設定です。

申請番号 180 番は、西根南地区に係る申請で、申請番号 181 番と 184 番は西根北地区に係る申請です。

また申請番号 182～183 番は、安代地区に係る申請です。

なお、今ご説明した申請番号 174 番から 184 番については、次に説明する議案第 4 号の配分計画案と付随することを申し添えます。

申請地の明細については次の 51～70 ページの申請筆別明細をご覧ください。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### 議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号14番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号15番 向久保勉 委員の退席を求めます。

(15番 向久保 委員 退席確認)

### 議長（立柳会長）

これより、申請番号 14 番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

**議長（立柳会長）**

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号14番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

**議長（立柳会長）**

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

**議長（立柳会長）**

よって、申請番号14番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号15番 向久保勉 委員の着席を求めます。

（15番 向久保 委員 着席確認）

次に、申請番号19番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号8番 松村勝彦 委員の退席を求めます。

（8番 松村 委員 退席確認）

**議長（立柳会長）**

これより、申請番号19番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

**議長（立柳会長）**

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号19番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

**議長（立柳会長）**

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

**議長（立柳会長）**

よって、申請番号19番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号8

番 松村勝彦 委員の着席を求めます。

(8番 松村 委員 着席確認)

#### 議長（立柳会長）

ここで、議長を交代します。三浦美恵子 会長職務代理者 議長席に登壇願います。

(立柳会長は19番席に着席)

(三浦会長職務代理者は議長席に着席)

#### 議長（三浦会長職務代理者）

これより、八幡平農業委員会会議規則 第8条第2項の規定により会長の職務を代理し、議長を務めます。

引き続きまして、申請番号66番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号19番 立柳優 委員の退席を求めます。

(19番 立柳 委員 退席確認)

#### 議長（三浦会長職務代理者）

これより、申請番号66番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

#### 議長（三浦会長職務代理者）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号66番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

#### 議長（三浦会長職務代理者）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

#### 議長（三浦会長職務代理者）

よって、申請番号66番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号19番 立柳優 委員の着席を求めます。

併せて、議長を交代します。立柳会長は議長席に登壇願います。

(三浦会長職務代理者は 18 番席に着席)

(立柳会長は会長席に着席)

#### 議長 (立柳会長)

次に、申請番号 150 番の審議を行ってまいりますが、審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 1 番 日戸重雄 委員の退席を求めます。

(1 番 日戸 委員 退席確認)

#### 議長 (立柳会長)

これより、申請番号 150 番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

#### 議長 (立柳会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号150番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

#### 議長 (立柳会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

#### 議長 (立柳会長)

よって、申請番号 150 番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号 1 番 日戸重雄 委員の着席を求めます。

(1 番 日戸 委員 着席確認)

#### 議長 (立柳会長)

これより、申請番号 14 番、19 番、66 番、150 番を除く議案第 3 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

#### 8 番委員 (松村委員)

はい。

#### 議長 (立柳会長)

はい、松村委員。

### 8番委員（松村委員）

8番の松村です。

ちょっと、お伺いします。更新が149件ありますけれど、今回引き続き更新の対象になった分は何件あって、未更新の方の分は中間管理機構などに廻ったのでしょうか？

### 事務局（高橋主事）

事務局、お答します。

今回の更新対象となった分は約230件です。そのうち149件が今月の総会で更新となりました。そのうち、今回の更新で中間管理機構にまわった分は5,6件ほどです。

また所有者が遠方にいる方などは、書類のやりとりで若干時間がかかっております。その方の分は来月以降に新規という形で手続きが行われると思います。以上です。

### 8番委員（松村委員）

そうした場合、今まで耕作していた方が抜けたという形で更新しないのか、両方そろわなくて後に更新する状態なのかどうなのか。一番心配なのはずっと不耕作の状態になることです。そういうことにならないように何か対策をしなければならないと思いますので、聞いてみました。

### 議長（立柳会長）

ほかに、質疑・討論ございませんか？

（「なし」の声あり）

### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号14番、19番、66番、150番を除く議案第3号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

### 議長（立柳会長）

よって、申請番号14番、19番、66番、150番を除く議案第3号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第4号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』

## 議長（立柳会長）

次に、議案第4号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

## 事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案72ページをご覧ください。八幡平市長より農用地利用配分計画案の策定について、意見を求められた案件は13件です。なお計画案の農地については、今回の総会において、農業経営基盤強化促進法により中間管理機構へ利用集積された農地です。

初めに、賃貸借権の設定です。

申請番号1番と5番は西根南地区に係る申請で、申請番号2番は西根北地区に係る申請です。また申請番号3番と6番は、松尾地区に係る申請で、4番と7番は安代地区に係る申請です。

次に、使用貸借権の設定です。

申請番号8番は西根南地区に係る申請で、9番～11番は西根北地区に係る申請です。また申請番号12～13番は安代地区に係る申請です。

なお、今回の申請について、先ほどご説明しました議案第3号の利用集積計画と付随することを申し添えます。

今回の計画案につきましても、各地区の「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体へ配分するものであり、配分される者の経営状況についても、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

## 議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

## 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決いたします。この案件について、原案のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

## 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

## 議長（立柳会長）

よって、議案第4号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』は、原案のとおり『可』として市長に意見を送付することに決定いたしました。

## ○議案第5号『農地利用最適化推進委員の辞任に関し同意を求めることについて』

### 議長（立柳会長）

次に、議案第5号『農地利用最適化推進委員の辞任に関し同意を求めることについて』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

### 事務局（立花事務局長補佐）

（提案理由朗読後、内容説明）

最初に、農地利用最適化推進委員の辞任に関する説明をいたします。

総会資料の14ページをお開きください。

辞任願となります。12月6日付けでご本人から書面により辞任願の提出がされました。

続きまして、辞任理由となります。ご家族の介護の理由から辞任を申し出る内容となっております。参考までに詳細をご報告いたします。辞任理由の中の1行目に、家族、両親と伯母が高齢、とあります。辞任願いを出された佐々木推進委員のご家族は3名おられますが、3名とも70歳以上の高齢者であり、以前から介護をするのは自分だけとのことでした。推進委員に就任した後も介護に係る時間が増えてしまい、十分な活動が難しくなっていたとのことでした。ご本人は推進委員を続けるべく努力をしていますが、このままでは、地区の農業者から期待されている活動ができない、との事で、本人は悩んだ末に辞任願を提出されたとのことでした。

次に、辞任に係る法律について説明します。次のページをお開きください。

議案第5号資料となります。農業委員会等に関する法律の抜粋となります。現在、農地利用最適化推進委員の委嘱第17条第1項により農業委員会が委嘱をしておるものです。そして、推進委員の辞任第23条「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」に該当する場合は、辞任できるものとされているものです。

次に、本日の総会に提案となった経緯について説明します。

今回の辞任願を受けて、第10回運営委員会においてご協議をいただき、先ほどご報告をしました辞任理由を「正当な事由」と認め、本日の総会に提案する事が決定されました。

また、総会において辞任が認められた場合、佐々木推進委員の辞任日は当該決議をした日である、本日、令和3年12月24日となることを報告いたします。

なお、今回の辞任は推進委員の解嘱第21条及び、推進委員の失職第22条には、該当しない事を申し添えます。

以上となります。

ご審議をお願いします。

### 議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第5号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（立柳会長）**

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第5号を採決いたします。この案件について、原案のとおり『同意する』ことに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

**議長（立柳会長）**

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

**議長（立柳会長）**

よって、議案第5号『農地利用最適化推進委員の辞任に関し同意を求めることについて』は、原案のとおり『同意することに』決定いたしました。

**6 閉会（14時28分）**

**議長（立柳会長）**

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年度第10回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

**事務局（伊藤事務局長）**

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年1月25日

会 長 \_\_\_\_\_

9番委員 \_\_\_\_\_

10番委員 \_\_\_\_\_

# 令和3年度

## 第10回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和3年12月24日（金）午後1時30分～  
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

### 次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
  - (1) 第10回運営委員会報告
  - (2) 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
  - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
  - 議案第2号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
  - 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第4号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について
  - 議案第5号 農地利用最適化推進委員の辞任に関し同意を求めることについて
- 5 閉 会